

第 81 回小田原市個人情報保護運営審議会会議録

- 1 日 時 令和 3 年（2021 年）3 月 26 日（金） 午前 10 時から午前 11 時 50 分まで
- 2 場 所 小田原市役所 7 階 大会議室
- 3 出 席 者
 - (1) 会 長 小室 充孝
 - (2) 委 員 加藤 敏夫、川口 博三、島貫 憲夫、相馬 茂、成本 喜代子、
本田 耕一、前田 江美
 - (3) 事務局 尾上総務課長、石塚副課長、古澤主任
 - (4) 説明員 (下水道総務課) 手塚副課長、露木主事
(戸籍住民課) 伊東課長、藤貫副課長、土谷主事
(健康づくり課) 林副課長、室橋主任
- 4 資 料 別紙のとおり
- 5 会議の概要
 - (1) 開 会
 - (2) 議 事
 - (3) そ の 他
 - (4) 閉 会

要旨は次の<諮問審議>のとおり

< 諮問審議 >

会 長

それでは、諮問事項(1)「下水道水洗化率の算出及び排水設備工事台帳の適正化事務」を審議いたします。内容の説明を求めます。

< 下水道総務課説明員入室 手塚副課長が資料1に基づき説明 >

説明員

今回諮問した個人情報取扱事務の名称は、「下水道水洗化率の算出及び排水設備工事台帳の適正化事務」です。諮問事項は家屋滅失情報の目的外利用となり、諮問の理由は2つございます。

1つ目は、下水道総務課が毎月報告している下水道水洗化率の算出にあたり、市内の家屋の滅失情報を利用して、処理区域内の家屋数と下水道接続家屋数を把握するためです。処理区域とは、市内の道路に下水道本管が布設され、各家庭の排水を公共下水道に流すことができるようになった区域のことです。この処理区域内の建物のうち、下水道に接続している建物の割合を下水道水洗化率と言っております。資料1(補足)にて仮の数字で示しているように、処理区域内の建物の戸数を下水道に接続しているか否かで分類し増減を計算することで、下水道水洗化率が更新されます。

理由の2つ目としまして、下水道総務課が管理する排水設備工事台帳の適正化を挙げています。こちらの台帳では、基本的に、建っている家屋とその敷地にある下水道施設、これを公共枿と言いますが、こちらの情報を紐付けていまして、家屋から公共枿を通過して公共下水道に排出される汚水の量をもって下水道使用料を賦課し、納付していただいています。下水道の使用の開始・休止・廃止というものは、下水道使用者自らが市に届け出るようになっていますが、家屋を取り壊した際にその届出がされないと、下水道を使用していないにもかかわらず使用料が引き続き発生してしまいます。また、家屋の滅失が把握できないと、既に存在していない家屋の排水設備工事台帳が市のデータに残り続けてしまうことになります。

1つ目の理由は、より正確な割合を算出するために、2つ目の理由は、適正でない状況を招かないために、資産税課が保有する家屋の滅失情報を利用させていただきたいと考えております。以上で説明を終わらせていただきます。

会 長

委員の皆様からご質問ございますか。

委 員

諮問事案書の個人情報の項目名の欄に、滅失家屋の用途や階層、床面積がありますが、

これはあくまでも台帳上に記載されているので、目に入ってしまうということでしょうか。

説明員 実際には滅失した建物とこちらが持っている情報を正確に紐づけ、間違った家屋情報を消してしまわないために、この項目情報をいただこうと考えています。

会 長 これは毎月資産税課に確認するのですか。それとも年1回の確認でしょうか。

説明員 資産税課との協議になりますが、少なくとも年1回で、まとめて確認するのが大変なら、四半期毎に行うとよりスムーズに処理できると考えています。

会 長 他にいかがでしょうか。

各委員 (質疑なし)

会 長 よろしければ質疑を終わりにします。説明員の方は、ご退席ください。

<質疑応答終了 説明員退室>

会 長 それでは審議に入ります。
諮問事項(1)について、ご意見いかがでしょうか。

委 員 家屋が滅失したにも関わらずお金が徴収されてしまう事態になるので、年1回の確認で本当に良いのか疑問に思います。

会 長 資産税課がリアルタイムに滅失の情報を更新しているのであれば毎月確認しても良いのですが、年1回の更新であるなら更新後に確認するのではないのでしょうか。

事務局 基本的には料金が発生する場合は下水道担当課に届出義務があるので、それで管理されているはずですが、届出の漏れが予測されるので資産税課の情報を利用するものです。資産税課も毎年1月1日の課税で最新の情報となるので、最低年1回はその情報を

確認し、あとは資産税課と適宜調整するのだと思います。

会 長 ご意見がなければ、諮問事項（１）「下水道水洗化率の算出及び排水設備工事台帳の適正化事務」について、承認・不承認の採決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 （異議なし）

会 長 ご異議ございませんので、採決をいたします。諮問事項（１）を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

各委員 （全員賛成）

会 長 全員賛成と認めます。よって、諮問事項（１）は承認することといたします。

会 長 それでは、次に、諮問事項（２）「マイナンバーカード交付管理・予約システム事務」について審議に入りたいと存じます。内容の説明を求めます。

＜戸籍住民課説明員入室 伊東課長及び藤貫副課長が資料２に基づき説明＞

説明員 国においては、令和４年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有するという方針を掲げております。最近ですと、マイナポイントの活用や健康保険証としての利用など、マイナンバーカードの普及と利活用促進の取組みが強化されています。

本市においても、これまで 55,000 件を超えるマイナンバーカードの交付を行っておりまして、今年度は更に増加傾向にあり、月に２～３千枚程のカードの交付を行っている状況です。こうしたことから、交付前のマイナンバーカードの適正な保管や交付申請の一連の業務効率化が課題となっています。そういった課題を解決するために、今回このマイナンバーカード交付管理・予約システムを導入し、業務を円滑に進めてまいりたいと考えています。

諮問事案の詳細について、まず取扱個人情報について説明します。諮問事案書の項目名に挙げているように、氏名、生年月日、住所、性別を利用しマイナンバーカードの管理をします。また、予約業務の方で電話番号やメールアドレスも含んで管理します。それ以外にも、顔写真が添付されている交付申請書や電子証明書に係る申請書類等をデー

タ化し、導入予定のシステムに保存することを想定しています。実際マイナンバーカードに関連する書類については 15 年保存が定められておりますが、現在保管場所等に課題があることからこのシステムの導入が望まれます。

次にオンライン結合の概要について説明します。資料 4 ページのオンライン結合関係図に示しているとおり、市役所と LGWAN-ASP 業者が運営している外部サーバを専用回線で接続し、利用者がマイナンバーカードの交付予約等を行う際に利用するのはインターネット回線となります。

次に個人情報取扱の流れについて、まずマイナンバーカード管理体制側の説明をします。地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードの作成をしており、市民の方からの申請でカードが作成され、カード自体と管理簿が本市に送付されます。管理簿に付随している QR コードを専用のスキャナーでスキャニングすることで、対象者の氏名、性別、生年月日等が、紙からデータ化され、システムにより業者のデータセンターに個人情報が引渡される流れとなります。また、マイナンバーカード表面に記載されている住所等は、スキャニングすることで同じデータセンターに情報が転送されます。QR コードには、住所情報等が入っていない状態でカード管理簿として紙媒体で来る関係で、カード自体のスキャニングが必要になります。平成 31 年 1 月に証明書コンビニ交付サービスを提供している業者と同じ業者のシステムを利用することで、コンビニ交付の際に使用しているデータセンターに格納の住民情報と照会した上で、変更があった場合の検索等にも活用したいと考えています。これまで説明した以外にも、交付時のみでなく、申請から交付後の関連業務の申請書類のデータ保管が可能のため、スキャニングでのデータ化は併用して導入します。

続いてマイナンバーカードの予約側についてです。マイナンバーカードの交付が準備できた方については、市から順次交付通知書を送付しますが、希望者が予約できるように、ホームページの URL を記載した案内文書も同封する予定です。予約希望者が、スマートフォンやパソコンからホームページにアクセスし、予約番号や生年月日、電話番号、メールアドレスを入力後、希望の場所と日時を選択する流れになっています。申請予約については、申請希望される方が交付予約と同様に、スマートフォンやパソコンからホームページにアクセスし、氏名や生年月日、住所、電話番号、メールアドレスを入力後希望の日時を選択し予約完了となります。6 月稼働を想定していますが、交付は既に 2 月から行っており、申請については準備が整い次第稼働します。

次はオンライン結合を行う理由について説明します。平成 28 年 1 月より現在まで 5

万件を超えるマイナンバーカードの交付をしており、この管理に Office 系ソフトを利用していますが、データ量増加のため対象データを検索する際に時間がかかっています。関連業務で対象者への通知を行う際にも、一連のシステム動作により運用できないことから、ケアレスミス等を誘発する状況にあると認識しています。また、交付予約の受付について、電話での受付のため、平日の業務時間に限られています。インターネット経由にしたうえで24時間予約可能な環境を作りたいと考えています。

最後に安全確保措置についてですが、管理側はLGWAN回線網を使用し、通信内容については暗号化されます。予約側はインターネット回線を利用者が使用することになりますが、通信は暗号化されます。以上で諮問事項の説明を終わらせていただきます。

会 長 委員の皆様からご質問ございますか。

委 員 マイナンバーカード申請手続きのイメージがわからないので教えていただけますか。

説明員 マイナンバーカード作成を希望される方の申請方法は、写真を添付した紙を送付する方法と、インターネット経由で写真をアップロードして申請する方法の2つがあります。ご自身で写真を撮って申請するのが難しい方がいらっしゃいますので、市役所2階のカウンターにて申請サポートサービスを実施しています。こちらは職員がパソコンを操作して写真を撮りインターネット経由で申請するというサービスです。

予約について改めて説明すると、申請時の予約と交付時の予約があり、申請の予約は市役所で申請サポートサービスをご利用いただく際の予約です。交付の予約については、マイナンバーカードができたなら交付通知書を送付した上で、平日は業務時間中に自由に来庁いただきますが、休日に来たい場合は電話で予約をしていただきますので、今回のシステムを導入することでその予約をインターネット経由で可能にしたいと考えています。

委 員 申請希望者の情報は、一旦市に情報が落ちて、それを市が地方公共団体情報システム機構に渡すのですか。

説明員 申請情報自体は、直接地方公共団体情報システム機構に流れます。申請は、希望者が直接インターネット経由で行うことができます。本来であれば、システム化する必要は

ないのですが、ご自身だけではできない方を補完するために申請サポートサービスを提供し、このサービスを利用する際の予約を受けるために包括してシステム化することを考えています。

委員 諮問事案書の項目名について整理したいので、インターネット側から入ってくる情報と小田原市からシステムに提供する情報とはどういうものか教えてください。

説明員 市からデータセンター側へ登録する情報は、マイナンバーカードを管理するための情報なので、項目としては先程お伝えした氏名、生年月日、住所、性別、顔写真です。インターネット側で管理する情報については、申請側の予約については、氏名や連絡先等の情報を登録いただきます。交付側の予約については、カードが市に届くと本人の情報をある程度市で保有しているので、できるだけ個人情報の入力を省いて、予約番号や連絡先を入力していただきます。

委員 その項目の中にマイナンバーは入っていないのですか。

説明員 入っておりません。

委員 マイナンバーカードと管理簿が市に送られると聞きましたが、管理簿の中にマイナンバーが入っていても問題ないのですか。

説明員 マイナンバーカードの管理簿には、マイナンバーとは別の管理番号が付番されているので、あえてその管理にマイナンバーを使う必要がありません。

会長 マイナンバーカードをスキャンするとありましたが、マイナンバーはスキャンしないのですか。

説明員 マイナンバー自体はカードの裏面に記載されておりまして、スキャンは氏名等の記載がある表面しか行いませんので、マイナンバーはスキャンされません。

委員 実際マイナンバーカードの交付を受けた時に数ヶ月かかったのですが、このシステム

を導入することでその時間が短縮されますか。

説明員 今年度に交付を受けられた場合、特別定額給付金やマイナポイントの関係で交付数が多くなり遅延が発生してしまいました。現在は一ヶ月半程度で交付できる状況になっておりますが、このシステム導入により情報の整理が一元化されますので、一ヶ月程度で交付できると想定しています。

委員 基本的な確認をさせていただきますが、地方公共団体情報システム機構から市に送られる管理簿はエクセルですか。

説明員 紙媒体で送られています。

委員 紙で来たものをエクセルに打ち込んでいるのですか。

説明員 紙にQRコードがあり、スキャンするとデータ化されるので、それをエクセル化して管理しています。

委員 そのエクセルの中でどのマイナンバーカードが誰のものかを紐づけるキーになっているのが管理番号で、それと照らし合わせるために住所や名前を確認して渡すという形になっているのですね。

説明員 はい。

委員 現状はエクセルで検索するのに時間がかかっているのですか。

説明員 現在は、マイナンバーカードをピックアップして交付するまでの間にエクセルを併用しているということはありません。申請後いつ交付通知書が来るのかという問い合わせが多く、その際にエクセルの情報を検索するのにかなり時間を要しています。カード自体の交付は、交付通知書に記載されているカード管理番号を以ってカードのピックアップはできています。

委員 　　では、申請と市側のデータを照らし合わせるのを早くするために全部をシステム化したいということですか。

説明員 　　そうですね。通常の運用業務の範囲内のため、今回の諮問内容には記載していませんが、マイナンバーカードを交付する際には、住民基本台帳カードの回収や住所情報の変更有無等を確認します。そういった情報を事前に掴んでおくことで、時間をかけずに交付できる環境を創出するためにシステム化したいです。

委員 　　住民基本台帳からもデータを持ってきて使っているのですか。

説明員 　　住民基本台帳情報自体は、現在住民票の写しや転入出等の管理をしている基幹系の業務システムにあり、そちらの情報と突合することを想定しています。

委員 　　その住民基本台帳とマイナンバーカードの情報は直接結び付いているのですか。

説明員 　　原則は紐づいていません。

委員 　　コンビニでマイナンバーカードを使って住民票の写しが取得できますが、それは何をキーにして出てくるのですか。

説明員 　　マイナンバーカード自体にシリアル番号がありまして、電子証明により本人確認を行った上でそのシリアル番号とデータセンター側で保有しているデータの紐づけを行い証明書が作成されます。

委員 　　では直接マイナンバーは使われていないのですか。

説明員 　　マイナンバーは使われていません。

会長 　　マイナンバーカードの交付手続きというのは、本来は、市民の方が直接地方公共団体情報システム機構に申請すれば良いのだけれど、情動的弱者のために、市が手続きをお手伝いしているという状況なのですか。

説明員 本来マイナンバーカードの交付は自治体の事務です。

会 長 では、それを地方公共団体情報システム機構に委託しているのですか。

説明員 そうです。

会 長 それで委託しているから基本的に市はやりませんが、自分で手続きをするのが難しい方のためにお手伝いしているということですか。

説明員 そうです。

会 長 そのシステムは構築されているけれど、市のデータベースではないのですね。

説明員 はい。

会 長 市の方でお手伝いした人についての基本的な管理はしていて、マイナンバーカードの交付事務自体は委託ではなく市が行っているのですか。

説明員 そうです。

会 長 直接地方公共団体情報システム機構に市民が申請したものについても、交付の事務は市だから、機構から申請者情報が管理簿を通じて提供され、その管理を今までエクセルで行っていたということですか。

説明員 その通りです。

会 長 その管理も含めた手続きについてパッケージ化されたものができたので、それを導入しようとしているのですね。

説明員 そうです。

会 長 そのパッケージ化されたものは地方公共団体情報システム機構が作って全国の自治体が使っているソフトなのですか。

説明員 違います。業者が複数あり、小田原市としてはコンビニでの交付サービスを提供している業者にすれば情報の連携等でメリットが生じるので、LGWAN-ASP でサービス提供可能な該当システムを選択しています。

会 長 今頼んでいる業者のパッケージを使うということですね、

説明員 はい。

委 員 マイナンバーカードを作る方が多くなっているようですが、カードを使ったサービスの利用はどのくらいあるのですか。

説明員 全マイナンバーカードの交付枚数に対して、その利用状況がどうなのかというのは、数字的にはわからないのが実情ですが、指標としてはコンビニでの証明書交付サービスの利用状況が一つの基準になると思います。平成 31 年 1 月からコンビニでのサービスが始まり、昨年度は月 300 件くらいの利用でしたが、今年度は 1,000 件を超える利用があります。全証明書交付の 4～5%ではありますが、年々増加傾向にあります。

委 員 マイナンバーカードを健康保険証として使用できるようですが、マイナンバーカードでなければならないとなる可能性はありますか。

説明員 ゆくゆくはそういう状況になる可能性もなくはないのですが、現状はマイナンバーカードを健康保険証として利用できるし、従来の健康保険証の使用も可能です。

会 長 他にいかがでしょうか。

各委員 (質疑なし)

会 長 よろしければ質疑を終わりにします。説明員の方は、ご退席ください。

<質疑応答終了 説明員退室>

会 長

では審議に入ります。

諮問事項（２）について、ご意見いかがでしょうか。

各委員

（意見なし）

会 長

ご意見がなければ、諮問事項（２）「マイナンバーカード交付管理・予約システム事務」について、承認・不承認の採決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員

（異議なし）

会 長

ご異議ございませんので、採決をいたします。諮問事項（２）を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

各委員

（全員賛成）

会 長

全員賛成と認めます。よって、諮問事項（２）は承認することといたします。

会 長

それでは、次に、諮問事項（３）「新型コロナウイルスワクチン予約システム導入事務」及び諮問事項（４）「ワクチン接種記録システム事業」について審議に入りたいと存じます。これら２つの諮問は関連していますので、一括して諮問内容の説明を求め、一括して審議したいと思います。それでは、内容の説明を求めます。

<健康づくり課説明員入室 林副課長が資料３及び資料４に基づき説明>

説明員

（３）「新型コロナウイルスワクチン予約システム導入事務」及び諮問事項（４）「ワクチン接種記録システム事業」について一括でご説明させていただきます。まず新型コロナウイルスワクチンの接種の流れの全体像を説明後、諮問にあるシステムがどの部分で活用するのかということやその詳細をご説明させていただきます。

新型コロナウイルスワクチンを接種する流れとしては、３段階に分けられます。本日配布した資料「新型コロナウイルスワクチン接種の流れ」にあるように、まず接種券と

予診票及びワクチンについての説明資料が 16 歳以上の市民に送付される予定です。まず、令和 4 年 3 月末までに 65 歳以上になる方宛ての通知を 3 月 31 日に発送します。それ以外の方につきましては、今後国から発送時期が示されます。接種券が届かなければ接種は受けられないことになっています。

次に、ワクチン接種の予約についてです。現在薬事承認されているファイザー社製のワクチンについては、超低温冷凍庫での保存が必要な取扱いの難しさや、供給量がまだ非常に少なく貴重であること、一度希釈すると 6 時間以内に接種しなければならないことから、基本的には予約を取って無駄なく接種することとしています。現在接種については、市内の医療機関による個別接種と保健センターでの集団接種を想定しており、予約の方法は 3 つあります。1 つ目は今回の諮問事項（3）にある新型コロナウイルスワクチン予約システムを利用した予約、2 つ目がインターネットを利用できない方向けにコールセンターでの電話予約、3 つ目が医療機関での直接の予約となり、接種する医療機関によって予約方法が異なります。当日の持ち物としては、事前に届いた接種券と予診票のほか、保険証等本人確認用の書類をお持ちいただきます。接種後に医療機関等において接種データを諮問事項（4）にあるワクチン接種記録予約システムに取込み、接種記録を全国一律に管理しています。

それでは、諮問事項（3）「新型コロナウイルスワクチン予約システム導入事務」の詳細をご説明します。こちらは先程接種の流れの中でご説明した、インターネット環境を活用したワクチン接種の予約をするシステムとなります。医療機関の負担軽減や集団接種の予約管理のために小田原市独自で導入するものです。取扱個人情報としては、氏名、生年月日、電話番号、メールアドレス、接種券番号、接種回数となります。市民の方が予約システムにアクセスし、接種券に記載されている接種券番号と生年月日でログインします。その後接種する日時や医療機関等の予約をして氏名、電話番号、メールアドレス、接種回数を入力していただきます。その情報を基に医療機関等において予約者の管理をしていきます。安全確保措置としては、インターネット通信は暗号化されており、市とコールセンター、医療機関が接続する管理者画面にのみ個人情報が見られるものとなります。また、当該管理画面に接続できるパソコンは、端末毎に付番されているアドレスのみでアクセスできるよう制限がかけられており、個人情報が漏えいしないよう防衛措置が施されています。なお、開始時期が令和 3 年 3 月 15 日となっていますが、当初国が示していたスケジュールよりも接種時期が後ろ倒しになっていることから、システム自体は構築されていますが、個人情報の登録はしていません。いつから住民接種や予

約が可能となるかは未定で、決まり次第市のホームページや広報等、タウン誌や自治会回覧といった方法で広く周知する予定です。

つづいて、諮問事項（４）「ワクチン接種記録システム事業」の詳細をご説明します。こちらは、接種の後に医療機関等の接種会場においてデータを取込んで全国一律に接種者データを管理するシステムです。このシステムは、国が構築するシステムを利用して住民の接種状況が逐次確認できるようにすると共に、災害時における予診票等の紛失にも対応できるようオンラインで実施するものです。資料「全体のフローとワクチン接種記録システムのスコープ」をご覧ください。まず左上の各自治体システムの予防接種台帳（本市では健康情報システムと呼んでいます）から各自治体が保有している宛名番号、氏名、生年月日、性別といった情報を行政間専用の LGWAN 回線経由でワクチン接種記録システムに登録します。その上でワクチン接種した方の情報を接種会場にてインターネット経由でシステムに取り込み、データを登録する流れになります。これにより、各自治体は住民の接種状況を確認することができ、予防接種台帳（健康情報システム）へデータを取込むこともできます。安全確保措置としては、マイナンバーといった重要度の高い情報を取扱うため、使用回線は LGWAN 回線とすると共に、インターネット回線を利用してデータを取込む端末におきましては、氏名のみでの照会しかできないこととなっています。また、このワクチン接種記録システムは、国が現在構築を進めているもので、全国一律で活用することを目指しています。以上で説明を終わらせていただきます。

会 長 委員の皆様からご質問ございますか。

委 員 資料「全体フローとワクチン接種記録システムのスコープ」について、市民欄が「②予約」で始まっていますが、その前に接種券の受取りが①としてあるのでしょうか。

説明員 あります。

委 員 ニュース等で 65 歳以上の方の接種後に基礎疾患のある方が接種を受けると聞きました。そこはどうか区別していくのですか。

説明員 基礎疾患を有する方については、送付する予診票の中で基礎疾患について聞かれる項目があります。65 歳未満の方に予診票を発送し、届き次第ご自身が対象になると思えば

病院でチェックしてもらい接種を受ける流れになります。

委 員 基礎疾患を持っていると申告すると優先されるということですか。

説明員 基礎疾患を有する方は、いつから接種できると周知された後に病院に行っていただければ優先して接種を受けられます。

委 員 予約システムで予約した後にキャンセルして予約し直すことはできますか。

説明員 はい。

委 員 ワクチン接種は、小田原市内にあるほぼ全ての医療機関でできますか。

説明員 医療機関によっては、かかりつけ患者にのみ行うという所もありますが、小田原市内の多くの医療機関が接種を行うと言ってくさっています。ワクチンが来て接種が可能になれば、どの病院でできるかというご案内をします。

委 員 ワクチン接種を担う医療機関は、基本的にシステムに入れば見られますか。

説明員 予約システムを使うかどうかは医療機関の自由となっています。医療機関自身が持つ予約システムを使う所もありますし、電話でのみ予約受付する所もあります。小田原市の予約システムを使える医療機関ならば、システムで選択できるので、少しでも医療機関の負担軽減になるならこちらを利用していただきます。

委 員 接種は2回必要と聞きますが、接種券も2回送られるのですか。

説明員 接種券は一度届いたもので2回分の接種をしていただきます。

委 員 資料「全体フローとワクチン接種記録システムのスコープ」にある「⑨データ入力処理」は医療機関が行うのですか。

説明員 医療機関の方でワクチン接種記録システムに入力してもらいます。各医療機関や接種会場にタブレットを配布し、どなたがいつ何回目の接種を受けたかの記録を取ります。

委員 ではその情報は別のシステムから来るわけではなく、一方向ということですね。

説明員 はい。

委員 どの医療機関で接種できるかはもう具体的に決まっているのですか。

説明員 医療機関側でワクチン接種をするための登録があり、それが完了しないと全てを把握できません。アンケートをとったので大体何ヶ所くらいかは把握しています。

委員 小田原市が持つ情報はどれになるのですか。

説明員 予約システムの方で小田原市が見られる情報としては、氏名、生年月日、電話番号、メールアドレス、接種券番号、接種回数です。

会長 予約システムとワクチン接種記録システムは全く繋がらないのですか。

説明員 はい、繋がりません。

会長 2回目の接種は1回目から一定の期間を置いて接種すると聞きましたが、2回目の接種についてはどう管理するのですか。

説明員 予約の際に、2回目の接種については、1回目から21日空かないと予約ができないようになっています。1回目の接種がずれた場合は、接種記録システムでわかりますので窓口で除外されます。

会長 窓口というのは、実際に接種を受ける時の窓口ですか。

説明員 そうです。基本的に同じ医療機関で1回目と2回目の接種をするようにしますので、

期間が空いていないのに接種しようとする方はそこで除外していただきます。

会 長 実際には接種を行う医療機関や接種会場では、期間が空いているかについては接種記録システムで確認するわけですね。

説明員 はい。1回目の接種をした後に次の接種についてご案内をします。また、システムでは1回目の予約をキャンセルしたら2回目もキャンセルとなります。

会 長 1回目接種したけれど2回目の予約をキャンセルした場合は、予約システムでは管理できるのですか。

説明員 管理できます。

委 員 市民がシステムで予約したとして、医療機関側はその方がかかりつけの患者かわかるものですか。

説明員 システムで名前が示されるので、医療機関側でチェックしていただきます。かかりつけの場合は病院で直接予約していただく方法もあります。かかりつけの方もそれ以外の方も予約できるシステムなので、それを了解のうえ予約していただきます。

会 長 これが新型コロナウイルスワクチン接種のためのシステムならば、契約期間が決まっているのですか。

説明員 予約システムの方は現在10月末までの契約となっています。接種記録システムの方は予防接種台帳として管理していきます。

委 員 ワクチン接種は10月末までに終わる見込みなのですか。

説明員 当初はワクチンがもっと早く供給される予定でしたので10月末までの契約になっています。現在国が示している接種期間は来年2月末までなので、必要があれば予算をとって継続する手続きをします。

- 委員 来年2月末までに16歳にならない方は接種を受けられないのですか。
- 説明員 ファイザー製ワクチンが現在16歳以上に接種という規定になっています。他のワクチンが承認されれば年齢制限が変わる可能性もありますが、いずれにせよ国から明確に示されると思います。
- 委員 ワクチン接種記録システムについて、個人情報の項目名にマイナンバーがありますが、どのタイミングでどなたが入れるのですか。
- 説明員 マイナンバーについては、事前に接種記録システムに小田原市から登録させていただきます。健康づくり課の方でマイナンバーとの紐づけができていますので、医療機関から接種の際に入力してもらう氏名等から個人を特定し記録していきます。
- 委員 小田原市で管理している予防接種台帳はデータとして保存・更新されていくものですか。
- 説明員 はい。これはコロナに限らず全ての予防接種情報やがん検診といった情報が継続して管理されています。
- 委員 クラウドサービス事業者はマイナンバーのデータ入力を行いますか。
- 説明員 この事業者が開発したワクチン接種記録システムの中に小田原市の職員がデータをあげる形となります。
- 委員 マイナンバーが必要なのは健康保険証とマイナンバーカードを一緒にするためですか。
- 説明員 国が示しているマイナンバー利用の理由は、2回接種のために住所地が変わっても接種記録を全国で追えるようにするためということです。
- 委員 接種券番号は小田原市独自のものなのですか。

説明員 そうです。

会 長 予防接種台帳とワクチン接種記録システムは連動せずに情報提供のみですか。

説明員 はい。接種記録データベースから予防接種台帳には必要に応じ反映させます。

委 員 市では、コンビニでの住民票等の発行には、マイナンバーを直接使っていないと聞きましたが、健康づくり課ではマイナンバーを最初からデータベースで持っているとのことで、他の事務でマイナンバーをデータベースに入れている所は沢山ありますか。

事務局 マイナンバーは法律によりどの事務で使えるか定められています。

説明員 予防接種に関しては、公衆衛生の向上と増進に寄与する観点から、社会保障分野に関する事務ということで、マイナンバーの利用が可能となっており、マイナンバーと担当事務のデータベースを紐づけて管理しています。

会 長 他にいかがでしょうか。

各委員 (質疑なし)

会 長 よろしければ質疑を終わりにします。説明員の方は、ご退席ください。

< 質疑応答終了 説明員退室 >

会 長 それでは審議に入ります。
諮問事項（３）及び（４）について、ご意見いかがでしょうか。

各委員 (意見なし)

会 長 ご意見がなければ、諮問事項（３）「新型コロナウイルスワクチン予約システム導入事務」及び諮問事項（４）「ワクチン接種記録システム事業」について、一括で承認・不承

認の採決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

会 長 ご異議ございませんので、採決をいたします。諮問事項（３）及び（４）を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

各委員 (全員賛成)

会 長 全員賛成と認めます。よって、諮問事項（３）及び（４）は承認することといたします。

会 長 では、３その他に移ります。事務局から何かありますか。

事務局 (報告事項が発生したため、当日配布資料に基づき説明)

会 長 この報告について何かご質問等ございますか。

委 員 交付の予約状況表をホームページに掲載する際に、誤って予約者名簿を掲載するというのは普通考えられないのですが。

事務局 予約者の名簿から予約状況表を作成する過程で誤って予約者名簿をホームページに掲載するデータとしてしまい、本来上司が確認すべきでしたが、よく確認せずに承認してしまったことからホームページに掲載されてしまいました。

委 員 予約状況表と予約者名簿の両方がホームページに掲載されたのですか。

事務局 予約者名簿のみです。

委 員 そこで取違えがあったのですね。

事務局 はい。ただ、そもそものデータを間違えたとしても、通常は3段階程のチェック過程があり、そこできちんと確認していれば修正できるはずでしたが、いずれも確認を忘れていました。

会 長 他にいかがでしょうか。

各委員 (質疑なし)

会 長 よろしければ質疑を終わりにします。
事務局から他に何かございますか。

事務局 今回の会議録につきましても、事務局で草案を作成後、委員の皆様へ郵送させていただき、ご確認をいただいた後、行政情報センター、ホームページにて公開させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

会 長 それでは、これで第81回個人情報保護運営審議会を終了いたします。

第 81 回 小田原市個人情報保護運営審議会 資料一覧

●次第

●資料

- ・諮問事案書
- ・報告事項資料